

## **第7章 計画の推進に向けて**

# 第1節 計画の推進体制

## (1) 協働による計画の推進

地域福祉活動の主役は地域に生活している住民一人ひとりです。住み慣れた地域で支え合い、助け合える地域社会を実現させていくためには、行政の取り組みだけでは不十分であり、地域住民との協働が不可欠となります。

また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらに対応していくためには、地域の中で活動するボランティア、NPO、関係機関・団体、福祉や介護のサービス事業者も地域福祉の重要な担い手となります。

計画の推進にあたっては、これらがお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら協働して計画を推進していくことが大切です。

### ①住民の役割

住民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一員であることの自覚を持つことが大切です。

一人ひとりが自らの地域を知り、自ら考え、地域で起こっているさまざまな問題を地域において解決していくための方策を話し合い、地域福祉の担い手として、地域福祉活動や地域活動、ボランティア活動などの社会活動に自ら積極的かつ主体的に参画するよう努めます。

### ②福祉や介護のサービス事業者の役割

福祉や介護のサービスの提供者・協力者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供および周知、他のサービスとの連携に取り組むことが大切です。

今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すで実施している事業のさらなる充実や新たなサービスの創出を図るとともに、事業者も一市民として、住民が福祉へ参加するための支援、福祉のまちづくりに参画するなど、地域貢献に努めます。

### ③社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核として位置づけられ、地域福祉を推進していくことを使命とし、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的とした組織です。

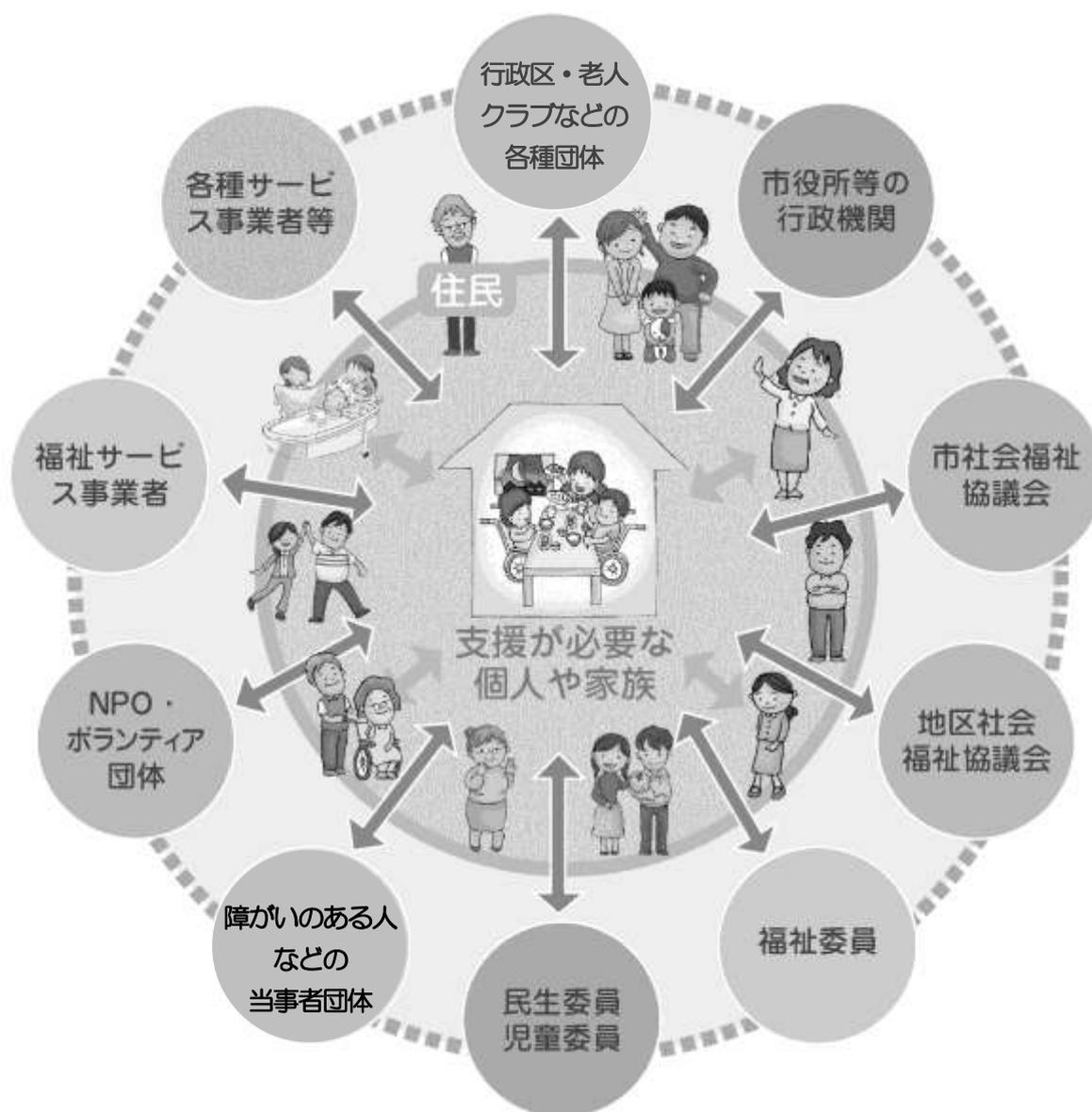
そのため、行政と連携しながら本計画の推進役を担うとともに、その推進において住民や各種団体、行政とのつなぎ役としての役割を担います。

### ④行政の役割

行政は、住民の福祉の向上をめざして福祉施策を総合的に推進する責務があります。その

責務を果たすため、地域住民によって構成する組織や団体、福祉や介護のサービス事業者、社会福祉協議会などと相互に連携・協力を図るとともに、住民のニーズの把握と地域の特性に配慮した施策の推進に努めます。

また、地域福祉の推進にあたっては、全庁的な取り組みが必要なことから、庁内各課との緊密な連携を図りながら、全庁が一体となって施策の推進を図ります。



## (2) 計画の評価・見直し

本計画に基づく地域福祉の取り組みを効果的かつ継続的に推進していくため、適切な時期に地域福祉の進捗状況の評価、見直しを行うPDCAサイクルを構築し、本計画の推進につながるよう努めていきます。また、福祉に限らず、さまざまな分野との連携による協議を行い、法改正などの社会情勢の変化に応じて新たな事業を取り入れるなど、柔軟に計画を推進します。

### ■参考／PDCAサイクルのプロセスイメージ■

